



教えて!
Q&A
消費生活

～脱毛エステのトラブル～

Q:

3日前、SNSで脱毛エステの無料カウンセリングの広告を見て店舗に行った。無料カウンセリングだけを受けるつもりが、50万円弱の契約を迫られた。18歳の学生なので親に相談してから決めたい旨を何度も伝えたが、分割払いでの契約をしてしまった。今からでもやめることはできないか？

A

18歳・19歳の新成人からの脱毛エステに関する相談が去年から急増しています。上記のようにSNSでの格安お試しや無料カウンセリングが来店動機となるケースが多いです。18歳・19歳の新成人は2022年4月1日から施行された民法改正によりローン契約等が可能となる一方、以前のように未成年者取消権が主張できないため注意が必要です。しかし、契約書面交付日から8日以内であればクーリングオフ制度を利用できる場合があります。8日以上経過していても、中途解約ができる場合もあります。不安を感じたら消費生活センターまでご相談ください。